みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番 7140番
編集兼発行人 澁田紀生

会社の組合ぶっつぶしの意図を粉砕し、長期抵抗路線を再確認して白紙撤回まで斗い抜こう。

戦術委員10名に責任追及

断固たたかい抜く

中央委員会 当面の斗争方針を確認

三井鉱山は昨年末、三池争議の責任追及として、争議中の戦術委員十名の解雇申入れを行なってきた。明らかにこれは組合ぶっ潰しを狙うファッショ攻撃であり、三井鉱山の非人道的暴挙は断じて許されないものである。組合では直ちに十二月三十日、第十一回中央委員会をひらき、三池労組の態度と方針を討議した結果、長期抵抗路線を強化し、炭労・総評と連帯をとり全労仂者の問題として断固斗い抜く方針と決意を固めた。

申入れの背景

直ちに組合では三十日午前九時から労仂会館で第十一回中央委員会をひらいたが、中央委員の他に地域分会長全員および主婦会中央評議員全員が参加した。

議事に入る前、総評加藤組織次長九炭労丸岡委員長や社・共両党代表、水俣オルグ代表から、怒りに燃え上るメッセージが〝日本労仂運動の指導権をつぶすたくらみに断固対決する(総評)、春斗・合理化の先制攻撃にあくまで反撃を(炭労)〟とそれぞれ連帯と共斗を誓った挨拶がおくられた。まず宮川組合長から指導部としての当面の方針提案と決意表明がつぎのように行なわれた。

今回の申入れの背景としては

(1)組合ぶっ潰しの許しがたいファッショ攻撃であり、反面では三池労組の長期抵抗路線に基づく頑強な反撃に対する会社側の恐怖を示している。

(2)三池労組員と第二組合員を問わぬ、次の合理化強行を狙う対全従業者的先制攻撃であり、春斗けん制でもある。

(3)日韓会談・憲法改悪等々一連の反動的政策強行を狙う政治的背景がある。

当面の方針と決意

(1)三池労組は、この申入れの背景及び会社の出方を判断し、全労仂者の問題として炭労・総評など上部組織と十分連繋をとり、その指示をうけ具体的戦術であくまで斗う。

(2)反撃の基本は長期抵抗路線の強化であり、現在の斗争体制は不変とする。

(3)会社側は、組織内部の動揺を狙い攻撃しているのであるから、当面、組織の強化を第一とし、この実態のアピールに努める。

(4)被通告者十名は、かかる不当解雇を認めず、あくまで全組合員と共に斗う決意を表明するものである。

以上の方針と決意は満場一致、嵐のような拍手のうちに決定され、全員が怒りの中で斗い抜く強い意志統一をはかった。

また、主婦会五島会長も「今日まで組合とともに斗ってきた主婦会は、責任追及を撤回させない限り、みんなの幸せはないと考え、さらに討議を深め斗いを強化したい」と、主婦会としての決意を表明した。

なお、同日中央委員会の名で〝全組合員の総力を結集し、その先頭に立って白紙撤回まで斗い抜く〟要旨の声明(二面掲載)を発表した。

三池斗争推進などを

炭労27回臨時大会で討議

来る一月三十日より四日間、炭労は第三十七回臨時大会をひらき、こんごの斗う方針をきめる。この大会を前にして、炭労中斗委員会は去る十一、十二日の二日間にわたり、大会に提案する諸問題の討議をし、三池斗争推進に関する指令と、春斗方針に関する第一号議案をきめ、十五日の各地方委員会を皮切りに、中斗が各山に入って具体的な大衆討議に参加し、下部組合員の意向を集約、さらに二十八、二十九日の二日間にわたり再討議して大会にのぞむこととなった。大会提案内容と三池の構えを掲載し、全組合員の徹底した討議をのぞむものである。

長期抵抗路線の中から

反撃の機をつかむ

(三池斗争推進について)

三池斗争推進については、従来の経過の確認と今回出された十名に対する責任追及についての背景を意志統一した。

その背景は

(1)政転斗争が昨年末の斗いの経過を踏まえて春斗を目指して再び盛り上ろうとする出鼻をくじこうとする、炭鉱労仂者への先制攻撃である。

(2)新年早々提案されるであろうと予想する三井鉱山の合理化の前触れとしての攻撃であり、合理化攻勢に対する石炭資本の決意の表面である。

(3)直接的には、三池労組の組織破かいを鋭どい角度から早めようとし、第二組合の全面的強化を図ろうとするものである。

(4)経済状況からすると、自由化の推進にともない全労仂者に対する合理化攻勢を、日経連としては三池における長期抵抗路線そのものを破かいする意図がある

以上述べた四つの意図と本質を明らかにし、今後の基本的な斗争の方針として、三池労組が現在まで斗ってきて長期抵抗路線でこれに対決し、幅広く統一を拡げる中で反撃のチャンスをつかむという基本路線を確認した。

方別スト指標に追加

具体的には団体交渉で撤回を求める努力を重ねるが、会社が一方的に強行した時には、裁判所に対しては地位保全の仮処分申請、地労委へは不当労仂行為、中労委に対しては昭和三十五年十一月八日付あっせん案記一に基づき「今次解雇はこの精神に根本的に違反するものである」との申入れを行なうなお、それと同時に方別ストの指標に追加する。

敵側の意図が明らかに三池労組の組織破かいにあることを明らかにしたので、当面三池労組自体の組織を守ることに重点をおき、それに必要な経費は組織防衛資金より支出することとし、具体的には大会で決定することとなった。

また、総評もこの方針を確認し、総評の立場で全面的な斗争支援、並びに体制確立の行動を行なうよう指令した。

(春斗方針について)

春斗方針の基本をなすものは、現在まで総力をかけて斗ってきた政転斗争が、春斗に持ちこされたとの立場から、過去の斗いを総括し成果と批判を徹底的に行ない、その中から前進する態勢を固める。

春斗三つの指標

組織内部はきわめて不安定な情勢にあるので、この際あらゆる意見を出し合って、その中から態勢を確立することが先決だとの方針に基づき、春斗の中での政転斗争、反合理化斗争、大幅賃上げ斗争の三つの指標を中心として春斗を組織する。

もちろん、この斗いはたんに炭労のみの斗いでなく、全労仂者の斗いの中の炭労としての位置づけを明らかにし、政転斗争とその他の諸要求を結合させた中で斗争を発展させてゆく。

なお、具体的に各山に出てくる合理化攻撃に対しては、具体的な指導要綱によってこれを指導することとした。

三池の基本的構え

炭労の組織実態は、昨年末貝島、高松に現われてように、非常に組織的には不安定な状況にある。この不安定な状況の中で、どのようにして具体的に反合理化斗争をおし進めるかの最も中心になるのは、

(1)三池が昨年いらい長期にわたって検討した長期抵抗路線を確立し、炭労全体としての意志統一をすべきではないか。

(2)そういう意味で三池斗争の意義を、炭労全体のものにするとの前提に立ち、そのことで反合理化斗争を推進する基本が確立されなければならないだろう。

(3)そのため、具体的な抵抗の方法を可能な限り統一し、具体的な指導要綱をつくる必要がある。

(4)政転斗争も大幅賃上げも反合理化も、一切が長期抵抗路線の上に立った、職場での抵抗の姿勢が一切の問題を解決する必須な条件であるということを判断する。

以上の基本的考えで三池としての意志統一をし、炭労大会で十分にこの意見を反映し、三池斗争が教えた一切の経験をこの段階で全炭労のものにするということを、代議員は最大限の努力を払うことが任務とされる。

卑劣極まる松川式

デッチ上げ

一月九日の記者会見で、安田所長は『年末の責任追及いらい三川鉱坑で次々と怪事件がおきたが、悪質ないたずらにはげん重な処罰をする』といって四件ばかり実例と称して説明まで加えた。これは

(1)自分たちの不当な責任追及をごま化すためのいいがかりだ

(2)責任追及のハラいせに三池労組員がやった、という卑劣な謀略だ。

(3)つまり、松川事件式・菅生事件式の悪質なデッチ上げそのものだ。

(4)生産第一主義による殉職激増・保安悪化の責任を、恥しらずにも転嫁するものだ。

(5)事前に、組合側には一言の相談もなく一方的に対外発表したのは、宣伝効果だけをねらったもので、労資間の信義など全く軽視した態度を露骨にみせたものだ。

前代来聞の責任追及について

われわれは、一月四日午後一時五〇分からの第一回団交で前記の「坑内怪事件デマ」について鋭どく会社幹部を追及したがそのあとで示された戦術委員会全員に対する解雇理由の大綱は次のとおりであった。

(1)三池争議において違法、不当な争議全般を企画し指令し、あらかじめ違法発生を知り得たにもかかわらず放置した(全員)

(2)違法なピケ隊をしばしば督励した。

(3)ビラや情宣文書で違法争議の全般を指導した。

(4)人員、資材輸送を妨害した。

(5)各所で暴力、傷害を指導した

三池争議自体を違法などとはあっせん案でさえ述べてないし逆に会社側の経営がむしろ批判されている。

久保さん刺殺事件で明らかなように暴力団の介入や武装警官隊の導入による道路遮断やピケ破りに対する自衛は正当防衛や緊急避難の上での問題はあっても、三池争議が違法などは通らない話だ。

ピケ隊激励や情宣文書作成が責任追及の対象となるなどに至っては、まさに極東軍事裁判の論告と同じく一方的ないい分だし、組合活動や団結権を、日経連や三井鉱山がどんなに古くさい頭で恐れ且つ憎悪しているをばくろして余りがある。

正しい眼で勇気ある行動を

すべての勤労者が絶対に許さない三井鉱山・日経連のファッショ化に、恐れることなくスクラムを組もう。

労仂運動と民主々義を守るため、一人ひとりが三池争議の意義を再検討しよう。

仂らく者全体の先頭に立ち、われわれは抵抗をさらに強化しつつ、叫びつづけよう。

真実を明らかにせよ、と。

主張

労働運動弾圧

いよいよ明らか

三井鉱山は十二月二十八日午後三時、つぎのような十名の解雇申入れを行なってきた。

申入書

下記の者が違法、不当な争議行為を企画、指令して実行せしめ、若しくはこれを制止せず、或いは自ら実行した行為などは労仂協約第十二条に該当するものと考えますので、労仂協約第十三条に基き貴方との間に協議致したく申入れ致します。なお、協議の日時、場所、方法などについては別途連絡致します。

以上のような申入れで、その十名として組合長(同)宮川睦男、副組合長(同)久保田武巳、書記長(同)灰原茂雄、書記次長(教宣部長)永田弘、東京駐在執行委員(書記次長)蒲池清一、事業部長(書記次長)北岡隆、宮浦支部長(同)古賀春吉、四山支部長(同)木村正隆、本所支部長(同)塚元敬義諸本県評事務局次長(港務支部長)松藤正義。()内は争議中の役職。

を挙げている。すなわち、争議中の戦術委員会全員に対して行なわれたものである。